

事前評価調書

I 事業概要																										
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																									
地区名	<small>しゅうちほうどう つしまんのうせん</small> 主要地方道 津島南濃線																									
事業箇所	<small>つしましふじさとちょうちない</small> 津島市藤里町地内																									
事業のあらまし	・当路線は、津島市 <small>つしまし</small> と岐阜県海津市 <small>かいづし</small> を結ぶ主要地方道である。 ・当該工区は名鉄津島駅 <small>つしまえき</small> に近接しているほか、周辺には津島北高校 <small>つしまきた</small> や藤浪中学校 <small>ふじなみ</small> 、北小学校 <small>きた</small> があり、住宅も立ち並んでいることから、歩行者の利用が多い。 ・しかしながら、当該区間には歩道がなく、非常に危険な状況にあることから、歩道を整備することにより歩行者の安全性向上を図るものである																									
事業目標	【達成（主要）目標】 歩行者等の安全性確保 【副次目標】 —																									
事業費	事業費	内訳																								
	0.3 億円	■工事費 0.1 億円、■用地補償費 0.1 億円、■その他 0.1 億円																								
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2024 年度	完成予定年度	2025 年度																				
事業内容	歩道設置工事 延長 L=0.02km 幅員 L=16.0m																									
II 評価																										
①事業の必要性	1) 必要性	当該路線は、死傷事故率 67 件/億キロ、交通事故発生 5 件（2015～2018）と交通事故の発生状況は低いものの、歩道が中抜け状態となっている箇所があるため、安全な歩行空間の確保が必要である。																								
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																							
		【理由】 安全な歩行空間の確保のため、事業の必要性がある。																								
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #add8e6;"> <th colspan="2"></th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>↔</td> <td></td> <td rowspan="3" style="border: none;">/</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>↔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>↔</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td>0.17</td> <td>0.13</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>						2024	2025	合計	工種区分	調査・設計	↔		/	用地補償	↔		工事		↔	事業費(億円)		0.17	0.13	0.3
			2024	2025	合計																					
	工種区分	調査・設計	↔		/																					
		用地補償	↔																							
工事			↔																							
事業費(億円)		0.17	0.13	0.3																						
2) 地元の合意形成	地元からの強い要望もあり、市の通学路交通安全プログラムの対象となっていることから、合意形成は図られている。																									
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																								
		【理由】 十分な事業執行体制が整っており、事業計画の実行性は高いため。																								
III 対応方針																										

事業実施が
妥当である。

事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

・事業実施前後の交通状況、歩行者及び通学路の安全性の変化。